

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

制定(平成24年10月24日)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として予算の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員には、報酬、期末手当、役員特別勤務手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員には、報酬を支給することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、役員等は、報酬等の全部又は一部の支給を辞退することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 月額35万円の範囲内で、職務、年齢、経歴等を考慮して、理事長が理事会の承認を受け決定した額
- (2) 期末手当及び役員特別勤務手当 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に規定する期末手当及び管理職特別勤務手当に準じて、理事長が定める額

2 評議員及び非常勤役員の報酬の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 評議員会又は理事会に出席したとき 日額1万円

(2) 監事が定款第29条第1号又は第2号の規定に基づく監査若しくは調査をしたとき 日額1万円

(3) その他この法人の任務として職務を遂行したとき 日額1万円

(報酬等の支給日等)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給日は、別に定める職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、会議出席等業務を行った都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令等に基づき控除すべき金額を控除した残金を通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(日割計算)

第7条 常勤役員が月の中途に就任又は退任した場合の報酬等の額は日割りにより支給するものとし、その計算方法は給与規程に準ずる。

(費用)

第8条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用は、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項のうち、旅費の算定等については、職員の旅費に関する規程に準ずる。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。